

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

## 1. 改正の趣旨

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づき支給される給付のうち、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「規則」という。）において支給申請期間を規定している給付について、支給申請期間の取扱いを明確化・統一化するための改正を行う。

## 2. 改正の内容

- ・ 以下の各給付の支給申請期間について、「・・・の提出は、〇〇以内になければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。」等と規定しているところ、単に「〇〇以内に」支給申請を行うこととする。

## 【改正対象となる給付】（括弧内は改正する条）

- ①未支給失業等給付（規則第 17 条の 2）、②就業手当（規則第 82 条の 5）
- ③再就職手当（規則第 82 条の 7）、④就業促進定着手当（規則第 83 条の 4）、⑤常用就職支度手当（規則第 84 条）、⑥移転費（規則第 92 条）、⑦広域求職活動費（規則第 99 条）、⑧一般教育訓練に係る教育訓練給付金（規則第 101 条の 2 の 11）、⑨専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（規則第 101 条の 2 の 12）、⑩高年齢雇用継続基本給付金（規則第 101 条の 5）、⑪高年齢再就職給付金（規則第 101 条の 7）、⑫育児休業給付金（規則第 101 条の 13）、⑬介護休業給付金（規則第 101 条の 19）及び⑭教育訓練支援給付金（規則附則第 27 条）
- ・ その他、所要の改正を行う。

## 3. 根拠法令

雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項、第 61 条の 4 第 1 項、第 61 条の 6 第 1 項、第 82 条及び附則第 11 条の 2 第 1 項

## 4. 公布日及び施行日

- ・ 公布日 平成 27 年 3 月下旬（予定）
- ・ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日（水）（予定）